

# 電子処方箋の運用ガイドライン 第2版

## (1) 電子処方箋の運用の一連の流れ

当該地域に電子処方箋に対応した薬局がある場合において、医療機関において患者が電子処方箋の交付を希望していることが確認できる場合におけるフリーアクセス確保の観点も踏まえた電子処方箋の運用に関わる一連の流れは、以下のとおりである。

- ① 医療機関は、処方箋の発行に際して、**患者が電子処方箋の交付を希望していること及び当該患者が調剤を受けようとしている薬局が電子処方箋に対応していることを確認**する。確認にあたっては、**フリーアクセス確保の観点から、特定の薬局に誘導することがないよう留意**する。
- ② 医師・歯科医師は、患者の診察を行い、**電子処方箋標準フォーマットに基づいた電子処方箋を作成**する。
- ③ 医療機関は、①の確認の後、**電子処方箋管理サービスに「アクセスコード」と「確認番号」の発行を要求**する。
- ④ **電子処方箋管理サービスの運営主体は、「アクセスコード」と「確認番号」のセットを医療機関に発行**する。なお、「確認番号」は、患者本人又はその代理人であることを確認するための運用であるので、確認番号の発行に代えてマイナンバーカードや被保険者証の個人番号化された被保険者記号・番号で患者本人であることを確認することとしても差し支えない。
  - (※1) 電子処方箋管理サービスの運営主体は、「アクセスコード」と「確認番号」の発行にあたって、要求者が医療機関であることを確認する。
  - (※2) 電子処方箋管理サービスの運営主体は、発行した「アクセスコード」と発行先の医療機関との対応情報を別に定める期間、保持する。「別に定める期間」は、電子処方箋管理サービスに医療機関・薬局から照会があったときに情報を伝達するために有効期間として設定するものであり、利用規程で定める（例えば、1年間など）。
- ⑤ **医療機関は「電子処方箋」を電子処方箋管理サービスに送信**する。
  - (※1) 処方箋を作成した医師・歯科医師は、安全管理ガイドラインに基づき、「電子処方箋」に電子署名とタイムスタンプ付与を行う。
  - (※2) 医療機関では、処方箋を患者に交付する方法として、その**処方箋を電子化して電子処方箋管理サービスに登録**することについて、患者の同意を得る。
  - (※3) 電子処方箋の混乱を避けるため、**当面の運用として、患者のかかりつけ薬剤師・薬局が電子処方箋に対応していない場合には、電子処方箋の発行を行わないことが望ましい**。

# 電子処方箋の運用ガイドライン 第2版

- ⑥ **電子処方箋管理サービスは、「アクセスコード」をキーにして、受信した「電子処方箋」を登録する。**
- (※1) 電子処方箋管理サービスでは、登録された「電子処方箋」の情報のうち、アクセスコードを除く処方情報は、処方箋を登録した医療機関以外は、可視化できない仕組みとする。
- (※2) 電子処方箋管理サービスは、「電子処方箋」の使用期間が規定されている場合、その期間終了日を過ぎた時点で、使用期間が規定されていない場合、処方日から4日を過ぎた時点で、「無効」の状態にして取り出し禁止とし、別に定める期間を過ぎた時点で廃棄する。「別に定める期間」は、処方箋の使用期間を過ぎても、一定期間、システムの動作状況を検証できるように保持を求めるものであり、利用規程で定める（1週間から10日程度）。
- (注) 処方箋の使用期間は、原則として交付の日を含めて4日以内であるが、長期の旅行等特殊の事情があると認められる場合は、延長も可能。
- ⑦ **医療機関は、患者に「アクセスコード」と「確認番号」を交付する。**なお、電子処方箋管理サービスが発行する「アクセスコード」には、**薬局における処理の利便性を考慮し、二次元コードを用いることが考えられる。**「アクセスコード」の発行にあたっては、併せて患者が自分自身の処方情報を容易に確認できるようにすることが必要である。具体的には、**医療機関が交付したアクセスコード及び確認番号と併せて、どのような薬剤が処方されたかを患者が所有するスマートフォン等に何らかの方法を用いて容易に理解しやすい形で表示させることが考えられる。**
- ⑧ **患者は、薬局に「アクセスコード」と「確認番号」を提示する。**なお、患者が確認番号を紛失などした場合には、マイナンバーカードや被保険者証の個人番号化された被保険者記号・番号で患者本人であることを確認することとしても差し支えない。
- ⑨ **薬局は、「アクセスコード」と「確認番号」により、電子処方箋管理サービスに「電子処方箋」を要求する。**
- ⑩ 電子処方箋管理サービスは、「アクセスコード」と「確認番号」が対応していることを確認し、要求された「電子処方箋」を「調剤中」の状態にする。
- (※) 電子処方箋管理サービスの運営主体は、要求者が薬局であることを確認する。

# 電子処方箋の運用ガイドライン 第2版

- ⑪ 電子処方箋管理サービスは、「電子処方箋」を薬局に送信する。  
(※) 「調剤中」の状態にするのと「送信」のタイミングは同時とする。送信後は、別に定める期間(⑥と同じ)処方情報の情報を保持した上で廃棄する。
- ⑫ **薬局の薬剤師は、受信した「電子処方箋」について、必要に応じて医師・歯科医師に対して処方内容の照会を行った上で、調剤し、患者に服薬指導の上、薬剤の交付を行う。**
- ⑬ **薬局の薬剤師は、電子処方箋標準フォーマットに基づき、医師・歯科医師に確認した内容等の必要事項を含め、調剤結果を作成する。**  
(※) 調剤結果を作成した薬剤師は、安全管理ガイドラインに基づき、「調剤結果」に、電子署名とタイムスタンプ付与を行う。この行為により、当該電子処方箋は「調剤済みの電子処方箋」となる。
- ⑭ 薬局は、安全管理ガイドラインに基づき、「調剤済み電子処方箋」を、法令及び電子化された診療録等の保存の取扱いと同様、適切に管理・保存する。
- ⑮ **薬局は、「調剤結果」と「当該調剤の元となった電子処方箋のアクセスコード」を電子処方箋管理サービスに送信する。**
- ⑯ 薬局が電子版お薬手帳等と連携する電子処方箋管理サービスを利用し、かつ、**患者が電子版お薬手帳等へ調剤情報の登録を希望する場合、薬局は、調剤結果等を元に別途作成した調剤情報を、患者が希望する電子お薬手帳運営主体に登録するよう、電子処方箋管理サービスに依頼する。**  
(※) 電子処方箋管理サービスと電子版お薬手帳運営主体との円滑な連携方法等については、別途検討が必要である。
- ⑰ 電子処方箋管理サービスは、薬局から送付された「当該調剤の元となった電子処方箋のアクセスコード」を利用し医療機関を特定した上で、**当該医療機関に、あらかじめ当該医療機関から指定された方法(電子的方法又はFAX)により、調剤結果を送信する。**
- ⑱ 薬局は、**服薬の注意事項など、調剤情報以外に電子版お薬手帳に登録する情報も患者に交付する。**  
(※) 電子処方箋の記載のフォーマットは、以下を踏まえたものとする。
  - ・医薬品マスター(社会保険診療報酬支払基金：医薬品マスター)
  - ・用法マスター(厚生労働省標準規格HS027処方・注射オーダ標準用法規格(日本医療情報学会))
  - ・電子処方箋標準フォーマット(別添「電子処方箋CDA記述仕様第1版」(平成30年7月))

# 紙の処方箋運用の概要と電子処方箋の導入による変化

社保審医療保険部会 2020年1月13日 「電子処方箋の仕組みの構築について」資料現時点における電子処方箋の仕組みの検討状況をもとに作成

- これまでの議論に基づき、紙の処方箋を電子化するとともに、電子処方箋の情報を活用し、処方情報・調剤情報を他の医療機関・薬局で閲覧することを可能とする仕組みも構築することとしている。

## 紙の処方箋による運用の概要

### 処方箋発行



- 診察の後、医師は、患者等に対して処方箋を交付する。

### 処方箋持参



- 患者等は紙で処方箋を持参する。

### 処方箋受付・服薬指導



- 薬局において、薬剤師は、医師等の処方箋により、調剤する。
- 薬剤師は、処方箋中に疑わしい点があるときは、処方箋を交付した医師等に疑義照会を行う。
- 薬剤師は、調剤の際、患者等に対し、服薬指導を行う。

### 調剤記録・保管



- 調剤済みとなった処方箋を3年間保存。
- 調剤結果等を医師等に情報提供することが努力義務化。

## 電子処方箋導入による変化

- 電子的に処方箋を交付する
- 医師は、過去の処方調剤情報を参照した上で処方を実施

- 持参の必要がなくなる
- マイナポータル等で自己の処方調剤情報を閲覧

- 電子処方箋に基づき調剤
- 薬剤師は過去の処方調剤情報を参照した上で、疑義照会、服薬指導を実施

- 処方箋は電子的に保存可能
- 調剤結果等の医師等への情報提供が電子的に可能